

重要事項説明書

1. 概要

(1) 事業者

- 1) 法人名 社会福祉法人誠和会
- 2) 法人所在地 福岡市早良区干隈4丁目18番10号
- 3) 代表者 理事長 牟田 和男
- 4) 設立年月 1998年（平成10年）8月10日

(2) 事業所の概要

- 1) 事業所の種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所
- 2) 事業所名 グループホームすみれの花
- 3) 開設年月日 平成20年4月1日
- 4) 所在地 福岡市早良区荒江3丁目20番3号
- 5) 電話FAX 092-833-1880 092-822-0573
- 6) 管理者の氏 佐藤 久晃
- 7) 利用定員 1ユニット 9名
- 8) 設備等の概要
 - a. 居室 個室 9室 (13.51㎡)
 - b. 居間及び食堂 86㎡
 - c. 台所 電磁調理器設置
 - d. 浴室 手すり、浴室暖房完備
 - e. 便所 各居室設置
 - f. 消防設備 消火器2か所、自動火災通報装置、自動火災通報装置

2. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

認知症であるご利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域の方々との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のお世話・支援や機能訓練を提供することで、ご利用者が持っている能力に応じて自立した日常生活を送ることができるようにいたします。また、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、ご利用者の生活機能の維持向上を目指すことを目的といたします。

(2) 運営方針

- 1) ご利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、ご利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。
- 2) ご利用者1人1人の人格を尊重し、ご利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮いたします。
- 3) 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「介護」という。）の提供にあたっては、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮いたします。
- 4) 介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、ご利用者やそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいようにご説明させていただきます。
- 5) 自らその提供する介護の質の評価を行い、定期的に外部の評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。



3. 職員の配置状況

(1) 管理者	業務の一元的管理	1人
(2) 計画作成担当者	介護計画等の作成並びに給付管理	1人
(3) 介護職員	介護業務	6人以上

4. サービスの内容

ご利用者の自立支援と日常生活の充実のため、入浴・排せつ・食事・整容などの介護やその他の日常生活上のお世話・支援、日常生活のなかでの機能訓練・健康管理・相談援助などを、ご利用者の心身の状況により、適切な技術をもって行います。また、利用者の食事その他の家事などは、原則としてご利用者と介護従業者が共同で行うよう努めます。

※ 身体的拘束等の禁止について

サービスの提供にあたって、ご利用者や他のご利用者などの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。なお、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続については別途定めます。

5. 利用料

- (1) お支払いいただく利用料は、【別紙-料金表】のとおりです。
- 1) 介護保険給付対象サービスについては、関係法令に基づいた費用をお支払いいただきます。
 - 2) 介護保険給付対象外サービスについては、全額（10割）をお支払いいただきます。
 - 3) 保険料の滞納などにより、サービス費の1割～3割の利用者負担で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- (2) 利用料は、当月の請求書に明細を記載して、翌月15日までに請求し、当月以内に次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。なお、利用料の支払いを受けたときは、領収書を発行します。
- 現金払い 自動口座引き落とし 金融機関振込
- ※手数料は利用者の負担となり、振込先口座は請求書に記載しています。

6. 非常災害対策

当事業所では、非常災害に対する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、年1回以上、ご利用者及び職員の避難、救出その他必要な訓練を行います。

7. 緊急時の対応方法

現に介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、管理者に報告し、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、ご家族に連絡するものとしします。

- (1) 医療法人社団誠和会 牟田病院 福岡市早良区干隈3丁目9番1号 092-865-2211
- (2) もろとみ歯科 福岡市早良区飯倉7丁目3番10号 092-801-2767



8. 入居に当たっての留意事項

- (1) ご入居申込み時に、主治医の診断書などで、ご入居される方が認知症であることの確認をさせていただきます。
- (2) 従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。
- (3) 外出・外泊を希望する場合は、所定の手続により管理者に届け出てください。
- (4) 健康に留意してください。
- (5) 共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力してください。
- (6) 面会をされる場合は、面会簿にご記入をお願いします。
- (7) 居室内へ物品を持ち込む場合は事前にご相談ください。
- (8) 共同生活住居内で次の行為をしてはいけません。
 - 1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃すること、または、自分の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 2) けんか、口論、泥酔などで他のご利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - 3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱すこと、または、安全衛生を害すること。
 - 4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 5) 故意に共同生活住居や物品に損害を与えること、または、物品を持ち出すこと。

9. 相談窓口、苦情対応

(1) 方針

要望等に対し社会性や客観性を確保するため、第三者を選任して福祉の一定のルールに沿った方法で解決をはかります。そして円満な解決により利用者と事業者との信頼性の適正化をはかります。

(2) 要望等解決体制

- 1) 要望等解決責任者 管理者 佐藤 久晃
- 2) 要望等受付担当者 介護支援専門員 岡 その
- 3) 第三者委員

a. 安田則子（民生委員）

〒814-0002 福岡市早良区西新7-2-1 TEL822-2868

b. 吉原邦昭（元福岡県社会福祉協議会 福祉人材・情報部長）

〒814-0006 福岡市早良区百道3-3-3-401 TEL851-8903

c. 太田仁美（原公民館主事）

〒814-0022 福岡市早良区原1-12-20-506 TEL843-9211

(3) その他の苦情受付機関

- 1) 早良区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒814-8501 早良区百道2-1-1 TEL833-4355
- 2) 城南区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒814-0192 城南区鳥飼6-1-1 TEL833-4105
- 3) 西区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒819-8501 西区内浜1-4-1 TEL895-7066
- 4) 中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒810-8622 中央区大名2-5-31 TEL718-1102
- 5) 博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒812-8514 博多区博多駅前2-8-1 TEL419-1081



- 6) 東区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒812-0053 東区箱崎2-54-27 TEL645-1069
 - 7) 南区保健福祉センター 福祉・介護保険課
〒815-0032 南区塩原3-25-3 TEL559-5125
 - 8) 福岡市福祉局 高齢社会部 事業者指導課
〒810-8620 中央区天神1-8-1 TEL711-4319
 - 9) 福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口
〒812-8521 博多区吉塚本町13-47 TEL642-7859
 - 10) 福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会
〒816-0804 春日市原町3-1-7 TEL915-3511
- (4) 虐待通報窓口
- 1) 福岡市福祉局高齢社会部 事業者指導課
〒810-8620 中央区天神1-8-1 TEL711-4319

10. 事故発生時の対応

- (1) 当事業者は、利用者に対する介護等の提供に伴って事故が発生した場合は、保険者、利用者のご家族、利用者に係る居宅サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 利用者に対する介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。また、損害賠償責任を速やかに履行するために下記の保険に加入しています。
 - 1) 保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
 - 2) 保険内容 事業活動包括保険

11. 第三者による評価の実施状況

- (1) 第三者評価の実施の有無 有り
- (2) 実施した直近の年月日 令和5年11月28日
- (3) 実施した評価機関の名称 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
- (4) 評価結果の開示状況 有り

12. その他

- (1) 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- (2) 当事業所では、介護等の提供にあたり、介護等の提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言などを受ける機会を設け、サービスの向上と透明性の確保に努めるため、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員等により構成される運営推進会議を設置しています。



グループホームすみれの花 利用料金のご案内

① 介護保険負担割合毎の介護度別利用者負担額

※1単位当たり10.45円

介護保険負担割合		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	1日当たり	966円	971円	1,015円	1,044円	1,065円	1,087円
	1月(30日)当たり	29,138円	29,287円	30,625円	31,480円	32,112円	32,782円
2割負担	1日当たり	1,931円	1,942円	2,030円	2,088円	2,130円	2,174円
	1月(30日)当たり	58,276円	58,573円	61,250円	62,959円	64,224円	65,564円
3割負担	1日当たり	2,897円	2,913円	3,044円	3,132円	3,195円	3,261円
	1月(30日)当たり	87,414円	87,859円	91,875円	94,439円	96,336円	98,345円

(注1) 上記料金には、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を算定しています。加算の有無によって利用者負担額の増減があります。詳細は下記介護サービス費単位数内訳を参照ください。

(注2) ご利用になる方の状況に応じて、厚生労働省の告示に基づく、入院時費用、退居時相談援助加算、生活機能向上連携加算、栄養管理体制加算、口腔衛生管理体制加算、口腔・栄養スクリーニング加算、科学的介護推進体制加算、初期加算認知症行動・心理症状緊急対応加算などが必要になる場合があります。

※ 介護サービス費単位数内訳

	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護費(Ⅰ)	サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	合計 (一日あたり)	合計 (一月あたり)	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ)	科学的介護 推進体制加算 (月単位)	協力医療機関 連携加算 (月単位)
要支援2	761	18	779	23,370	所定単位数(総単位数) に18.6%を乗じた数	40	100
要介護1	765		783	23,490			
要介護2	801		819	24,570			
要介護3	824		842	25,260			
要介護4	841		859	25,770			
要介護5	859		877	26,310			

② 食事代・居住費・光熱費

食事代		家賃		水光熱費	
食事代(日額)	食事代(月額)	家賃(日額)	家賃(月額)	水光熱費(日額)	水光熱費(月額)
1,500	45,000	1,900	57,000	600	18,000

(注3) 朝食から1日全て欠食の場合、食事代の負担はありません。

(注4) 外泊・入院等で居室を確保された場合、家賃のみご請求させていただきます。

③ 一か月の利用料金 【①利用者負担額+②食事代・居住費・水光熱費】

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	149,138円	149,287円	150,625円	151,480円	152,112円	152,782円
2割負担	178,276円	178,573円	181,250円	182,959円	184,224円	185,564円
3割負担	207,414円	207,859円	211,875円	214,439円	216,336円	218,345円

④ その他の費用

- ・ 理容、美容代：カット1,850円、パーマ5,700円（その他は業者規定料金）
- ・ オムツ代（希望により使用した場合）：実費
- ・ 医療機関等に受診した場合の費用：実費
- ・ 日常生活にかかる費用及び教養娯楽にかかる費用：実費
- ・ 退居の際には居室の補修費用をご負担頂く事があります。

⑤ 入居一時金

- ・ 入居日までに300,000円（退居時に利用料の滞納があった場合は、充当させていただきます。）